

令和7年度

社会福祉法人丸森町社会福祉協議会事業計画

1. 本協議会を取り巻く情勢

近年、少子高齢化や人口減少とともに、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しています。例えば、ひきこもりやごみ屋敷、ダブルケア、8050問題、ヤングケアラー問題のように制度の狭間に陥っていたり、世帯が複合的な課題を抱えるなどして、単独の相談支援機関では対応が難しい地域生活課題が増加しています。地域コミュニティが脆弱化し、人的資源に限られる中で複雑化・複合化する地域生活課題に対応していくためには、分野を超えた地域内の多職種連携・他機関協働を進めることが必要です。

国では「地域共生社会の実現」をキーワードとし、制度・分野ごとの縦割や支える側、支えられる側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創る社会を目指しています。

このような中、地域福祉の中心的な団体として位置づけられ、地域の課題やニーズを踏まえつつ地域における公益的な取り組みを推進する本会の広範囲にわたる役割や機能は、ますます重要になってきていると認識しています。

また、本会は、丸森町と密接に連携しつつ認定こども園等の運営を行い、本町の幼児保育・教育の一端を担っていますが、少子化による子どもの数の減少が施設経営に与える影響が懸念されています。昨今の物価高騰に加えて、国や地方自治体の財政は年々厳しさを増している昨今の状況を踏まえ、本会としても自主財源の確保は大きな課題です。財政基盤の強化をはじめ、社会福祉法人としてのガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保を図り、将来にわたって組織の経営基盤を確立して行くことが求められています。

2. 基本方針

- 「「であい・ふれあい・支え合い」のスローガンのもと、誰もがその地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり進展のため、住民・関係団体の皆様と諸事業を積極的に遂行します。
- 令和6年度から令和10年度の5年間を計画期間とする第1期丸森町地域福祉活動計画の着実な推進に向けて、様々な関係機関・団体の理解と協力を得ることが重要であることから、活動計画の内容と本会の具体的な取り組みについて広報・周知を積極的に進めます。
- 認定こども園、認可保育所の運営に関しては、子どもの健やかな成長、発達、

自立することに最良の施設となるよう、円滑な運営に努めます。

- 認定こども園・保育所と小学校の教育を円滑に接続するため、幼保小連携の推進に取り組みます。

3. 重点事業

1. 地域福祉の推進

- ① 丸森町地域福祉活動計画に基づく地域福祉の推進
- ② 地域福祉、地域づくりに関する情報発信の強化
- ③ 民生委員・児童委員等との連携強化と充実
- ④ 地域課題ニーズ調査の実施
- ⑤ 「地域支え合いサポーター」との連携協働による事業推進
- ⑥ 住民支え合いの意識醸成を図るための「受援力」「支援力」を高めるための取り組み
- ⑦ ひきこもり、ヤングケアラーなどの課題についての理解促進

2. 児童福祉と福祉教育の推進

- ① 保育所型認定こども園「丸森たんぼぼこども園」の運営
- ② 幼保連携型認定こども園「丸森ひまわりこども園」の運営
- ③ 認可保育所「大内保育所」の運営
- ④ 幼保小連携の推進
- ⑤ 丸森町子ども・子育て支援事業計画に基づく連携・協働活動
- ⑥ 学校における福祉体験活動
- ⑦ 子どもの居場所づくり(子ども食堂)への協力
- ⑧ 子育て世帯の負担軽減を図るための支援

3. 介護を予防するための事業の充実強化

- ① 町事業と連携した介護予防事業の積極的推進
- ② もりもりクラブの活動促進
- ③ ふれあいサロンの活動支援

4. ボランティアセンター運営事業の推進

- ① 地域・住民並びに小・中・高生を対象とした幅広いボランティア育成とボランティア活動の充実
- ② 平時の災害ボランティアセンター体制整備
- ③ 災害ボランティアセンター研修会の実施

5. 総合的な相談支援事業の推進

- ① 町民の困りごと、心配ごとを受け付ける生活相談所の運営
- ② 日常生活自立支援事業(通称:まもり一歩)の利用促進
- ③ 成年後見制度の利用促進
- ④ フードバンク、生活福祉資金、生活安定資金活用による生活困窮者支援

4. 具体的事業活動計画

(1) 法人運営

- ① 適正な法人運営
 - ア) 社会福祉協議会の役員組織の強化と事務局体制の強化
 - ・理事会、評議員会の開催
 - ・各種委員会の開催
- ② 自主財源確保のための会員拡大
 - ア) 賛助会員、特別会員の拡充による財源の確保
- ③ 研修事業
 - ア) 自立経営に向けての役職員の研修・協議の充実
 - イ) 職員の資質向上
- ④ 調査研究
 - ア) 福祉活動のための調査活動
 - ・福祉世帯調査・台帳整備
 - ・福祉施設連絡会の運営
 - ・ソーシャルワーク実習Ⅱ実習生の受け入れ
 - イ) 第1期丸森町地域福祉活動計画に基づく地域福祉の推進

(2) 広報・啓発事業

- ① 住民への地域福祉の啓発
 - ア) 広報紙「ibain」の発行(年4回)
 - 「知らせたいこと」が「伝わる」広報紙へリニューアル
 - イ) 第1期丸森町地域福祉活動計画の周知・啓発
 - ウ) SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した事業の理解促進
 - エ) ホームページによる周知・啓発活動の充実及びアクセス数の集計分析

- ② 社会福祉事業功労者顕彰事業
 - ア) 社会福祉事業功労者表彰式並びに赤い羽根募金箱コンクール入賞式
- ③ 健康と福祉のつどいの開催(丸森町との共催)
 - ア) 事業を円滑に実施するための運営委員会・実行委員会の充実強化

(3)助成事業

- ① 地区社協活動支援事業
 - ア) 活動助成金(自治組織も含む)の交付
 - イ) 地区社協会長、住民自治組織会長との推進会議
 - ・地区福祉活動事業との整合を図る
 - ウ) 町社協と住民自治組織との連携事業(地区社協も含む)
 - ・住民自治組織との連携 各住民自治組織の福祉部会(地区社協)との協働事業の開発・実施(介護予防事業及び自主防災活動含む)
- ② 民生委員児童委員協議会支援事業
 - ア) 丸森町民生委員児童委員協議会事務局体制の充実強化
- ③ ボランティア連絡会支援事業
- ④ 共同募金委員会支援事業(丸森町共同募金委員会活動育成支援と連携)
 - ◎配分金を活用した事業の展開と安定した財源の確保
 - ア) 赤い羽根募金
 - 地域福祉活動(社会福祉協議会)への配分による事業
 - イ) 歳末たすけあい募金
 - 地域歳末配分事業
- ⑤ 福祉団体支援事業
 - 身体障害者福祉協会、遺族会、老人クラブ連合会
 - 発達障害児者親の会エール、子ども会育成会

(4)地域福祉事業

- ① 高齢者福祉推進事業
 - ア) ふれあいサロン事業の活動支援
 - イ) ひとり暮らし高齢者への手づくり誕生日カードプレゼント事業
 - ウ) もりもりクラブ(高齢者と小学生の交流事業)
 - エ) ユニバーサルスポーツを活用した介護予防の取り組み
 - オ) 消費者被害を防止するための講座・研修会の開催

- ② 障害者福祉推進事業
 - ア) 心身障害児者支援事業(交流会の支援)
 - イ) 障害者福祉団体との共催による事業
 - ウ) 障害者グループホームへの支援
 - エ) 卓球バレー等のユニバーサルスポーツの普及啓発
 - オ) 「障がい者の心豊かな生活を考える会」の活動支援
 - カ) ひきこもり、ヤングケアラー等の課題について理解を深めるための研修会の開催

- ③ 児童福祉推進事業
 - ア) ブックスタート事業
 - ・町の乳児全戸訪問時(4か月児)に絵本のプレゼント
 - イ) 子育て支援事業
 - ・子育て世帯の負担軽減を目的とした育児用品の貸出事業(新規)
 - ・子どもを対象とした遊び場の提供(新規)
 - ・子どもの居場所づくり(子ども食堂)への協力

- ④ 災害援護事業
 - ア) 災害時の見舞金(全焼・全壊 20,000円 半焼・半壊 10,000円等)

- ⑤ 福祉用具利用サービス事業
 - ア) 車イスの貸出

- ⑥ フードバンク事業
 - ア) 食料の提供による生活困窮者支援

(5) ボランティアセンター活動事業

- ① ボランティアセンター活動事業
 - ア) ボランティアの登録・相談・活動調整
 - ・広報、啓発活動
 - ・ボランティア活動保険加入受付
 - イ) ボランティアの育成
 - ・ボランティア養成講座の開催
 - ・「受援力」「支援力」を高めるための研修会の開催
 - ウ) ボランティア団体活動支援
 - ・各団体の視察・研修会調整
 - エ) 福祉教育
 - ・福祉体験・防災学習の実施
 - ・サマーボランティアの実施

- ② 災害ボランティアセンター事業
 - ア) 災害ボランティアセンター運営マニュアルを活用した体制整備
 - イ) 災害ボランティアセンター研修会の実施
 - ウ) 宮城県社会福祉協議会を含む県内36社会福祉協議会間における災害時相互支援協定書締結に基づく災害支援活動派遣職員の登録
 - エ) 県南地域社会福祉協議会(名取市以南4市9町)との災害支援連携

- ③ 安心安全な地域づくり推進事業(生活あんしん事業)
 - ・災害時備蓄品の展示・紹介
 - ・地区住民自治組織や自主防災組織との連携
 - ・関係団体と連携した消費者被害防止の啓発

(6)総合相談支援事業

- ① 生活相談所の運営
 - ア) 町民の困りごと相談(毎月第1、第3火曜日開設、他電話相談対応)
 - イ) 公式LINE「丸森町社協～なんでも相談～」による相談対応
 - ウ) 「弁護士相談」の実施

(7)福祉サービス総合支援事業

- ① 成年後見事業
 - ア) 成年後見制度による法人後見の利用促進

(8)受託事業

- ① 地域福祉等推進事業
 - ア) シニア元気クラブ
 - イ) ボランティア推進事業

- ② 家族介護者交流サロン開催(隔月1回)
 - ア) 介護者同士の交流と心身の負担軽減を図る機会の提供

- ③ 介護教室(年2回)
 - ア) 介護に関する知識、介護方法等の技術提供

- ④ 生活福祉資金貸付制度(県社協委託事業)
 - ア) 緊急小口資金(東日本大震災、台風19号、新型コロナ特例貸付制度)借受世帯の償還に係るフォローアップ支援

- イ) 総合支援資金(新型コロナ特例貸付制度)借受世帯の償還に係るフォローアップ支援
- ⑤ 日常生活自立支援事業(通称:まもりーぶ)
 - ア) 高齢者の方や障害を持った方の福祉サービス利用手続きや金銭管理のサポート
- ⑥ 生活支援体制整備事業「生活支援コーディネーター業務」
 - ア) 生活支援コーディネーター専任1人・兼務2人の配置
 - イ) 地域資源マップの随時更新
 - ウ) 地域支え合いサポーターとの連携協働による支え合いの推進
 - エ) 広報紙「どうもないん」の発行

(9)資金貸付事業

- ① 低所得世帯への生活安定資金貸付と滞納者へのフォローアップ支援
 - ア)貸付調査委員会の随時開催

(10)丸森たんぽぽこども園運営事業

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項第2号による、保育所型認定こども園の運営(利用定員80名 保育園機能70名 幼稚園機能10名)

(11)丸森ひまわりこども園運営事業

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項による、幼保連携型認定こども園の運営(利用定員70名 保育園機能60名 幼稚園機能10名)

(12)大内保育所運営事業

- ① 児童福祉法(昭和2年法律第164号)第39条による認可保育所の運営(利用定員20名)

(13)幼保小連携推進事業

- ① 小学校との交流研修計画に基づく子どもたちの交流と職員合同研修等の実施

5. 関係機関との連携・支援 その他

- ① 町保健福祉課・町子育て定住推進課
- ② 県・各市町村社会福祉協議会
- ③ 住民自治組織
- ④ 各医療機関・福祉施設
- ⑤ 介護保険事業所
- ⑥ 遺族会その他の福祉関係団体の育成支援・団体事務
- ⑦ その他必要とする機関・事業所 など